

オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行うため、参加を希望する場合は、本公示内容を熟読の上、見積書等を提出すること。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法である。

令和8年5月22日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 物件名 物品の購入
1-12号物件：360°カメラ（IT調達）
- (2) 規格及び数量 別紙仕様書のとおり
ただし、同等品の提案を行う場合には、物品提案書及び添付資料を令和8年6月8日（月）午後5時00分までにメール（nyusatsu_kc_keiri@maff.go.jp）で送付すること。
なお、同等品の承認については、令和8年6月24日（水）までに担当者から連絡を行う。
- (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和8年7月31日（金）

2 見積合わせに参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」の資格を有し、A、B、C又はDの等級に格付けされ、「近畿」を競争参加地域としている者であること又は、近畿中国森林管理局随意契約登録者名簿の登録者であること。

なお、随意契約登録者名簿に登録されていない者であっても、所定の手続を行い契約の履行が確実に認められた場合には随意契約登録者名簿に登録することができる。登録を希望する者は以下4に示す担当まで問い合わせること。

- (4) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 提出書類及び提出期間等

(1) 提出書類

見積書 (PDF ファイル)、見積書内訳 (Excel ファイル)、全省庁統一資格の写し (資格保有者のみ)、物品提案書及び添付資料 (同等品を提案する場合のみ)

見積書、及び見積書内訳は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は消費税及び地方消費税を含む総価とすること。

(2) 提出方法

電子メール。

(3) 提出期間

令和8年5月22日(金)午前9時00分から令和8年6月26日(金)午後5時00分まで。

(ただし、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)

なお、物品提案書及び添付資料については、令和8年6月8日(月)まで。

4 仕様書等を示す場所、同等品提案書及び見積書等の提出先

近畿中国森林管理局経理課 担当：企画係

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎

電話：050(3160)6700 メール：nyusatsu_kc_keiri@maff.go.jp

5 見積合わせについて

見積合わせは非公開で行い、その結果については、見積書の提出期限後概ね1～2日中(閉庁日を除く)に見積合わせ参加者に通知する。

6 見積書の無効

別添随意契約見積心得第4条各号のとおり。

7 契約保証金

免除する。

8 契約の相手方の決定及び契約価格

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とする。

- (2) 上記(1)において、同額の見積をした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定する。

- (3) 見積書に記載された金額をもって契約価格とする。

9 契約書等作成の要否

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じて請書の徴取、又は契約書を作成する。

10 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は見積合わせ参加者の負担とする。
- (2) 見積の結果、予定価格の制限に達する者がいない場合は、見積参加者へ再度見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとする。
- (3) 参加者不在のときは、別途選定した者に見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとする。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合がある。
- (5) 納入された物品を検査後、適正な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ

「http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html」をご覧ください。